



長野県報

5月13日(月)
令和元年
(2019年)
第3号

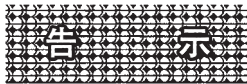
目次

告示

自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課).....	1
林道事業補助金交付要綱の一部改正(信州の木活用課).....	2
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会).....	3

公告

登録販売者試験の実施(薬事管理課).....	3
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	4
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	4



長野県告示第10号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、妙義荒船佐久高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び佐久地域振興局並びに佐久市役所において縦覧に供します。

令和元年5月13日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
内山牧場野営場	[区域] 佐久市内山字初谷

自然保護課

長野県告示第11号

林道事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第633号）の一部を次のように改正し、令和元年度の補助金から適用します。

令和元年5月13日

長野県知事 阿部 守一

第2第1項の表の森林環境保全整備事業の項を次のように改める。

森林環境保全整備事業	林業専用道整備事業	<p>1 林業専用道（間伐作業をはじめとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として整備すべき林道をいう。以下同じ。）の開設に要する経費</p> <p>2 林業専用道及び改良後に林業専用道として管理するもの（以下「林業専用道等」という。）を対象とし、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、豪雨等に対する防災機能の向上のため、局部的構造の改良等を実施するための経費</p> <p>3 作業ポイント及び接続路の整備に要する費用</p>	<p>事業費（事務雑費、工事雑費及び県が当該事業を指導監督するのに要する経費を除いたものをいう。以下同じ。）の100分の46以内。ただし、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町村及び振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村をいう。以下同じ。）における事業については事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合には事業費の300分の103以内</p> <p>事業費の100分の46以内</p>
	森林資源循環利用林道整備事業	<p>1 林業生産基盤整備道（森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道）の開設に要する経費</p> <p>(1) 森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、森林法（昭和26年法律第249号）第39条第3項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。）に係るもの</p> <p>(2) 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。）に係るもの</p> <p>ア 幹線林道</p> <p>(7) 市町村が行うもの</p> <p>(4) (7)以外の者が行うもの</p> <p>イ その他の林道</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの</p>	<p>事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等（生産森林組合及び森林組合連合会を含む。以下同じ。）が行う過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の56以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の300分の203以内</p> <p>事業費の100分の51以内</p> <p>事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内</p>

	2 林業生産基盤整備道の改良・舗装に要する経費 (1) 幹線林道に係るもの (2) その他の林道に係るもの 3 林業専用道開設に要する経費 4 林業専用道等の改良事業に要する経費 5 作業ポイント及び森林作業道等との接続路の整備に要する経費 6 路網計画の策定に要する経費	事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内 事業費の100分の46以内。ただし、過疎地域の市町村及び振興山村の地域における事業については事業費の100分の51以内 事業費の100分の31以内。ただし、舗装を実施する場合は事業費の300分の103以内 事業費の100分の46以内 事業費の100分の51以内
特定森林再生事業	森林災害等復旧林道整備(森林管理道の開設)に要する経費	事業費の100分の51以内。ただし、森林組合等が行う過疎地域及び振興山村地域における事業については100分の56以内

信州の木活用課

選告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

令和元年5月13日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

表中

「 山国体験の館	" 泰阜村2733番 2	泰阜村選挙管理委員会	」
を			
「 泰阜村やまどり館	" 泰阜村3440番 5	泰阜村選挙管理委員会	」

に改める。

選挙管理委員会



公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和元年5月13日

長野県知事 阿部 守 一

1 試験日時

令和元年9月11日(水) 午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地区	試験会場
佐久	長野県佐久合同庁舎 (佐久市跡部65-1)
伊那	伊那商工会館 (伊那市中央4605-8)
松本	松本大学 (松本市新村2095-1)
長野	長野県庁 (長野市南長野幅下692-2) JA長野県ビル (長野市南長野北石堂町1177-3)

3 試験科目

- (1) 薬事に関する法規と制度
 - (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (3) 人体の働きと医薬品
 - (4) 主な医薬品とその作用
 - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験手続
- (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)
 - (2) 受験手数料
15,300円(長野県収入証紙により納付してください。)
 - (3) 受付期間
令和元年6月3日(月)から6月14日(金)までの土曜日及び日曜日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、令和元年6月14日までの消印があるもの限り受け付けます。)